

ごみのポイ捨てや犬ふん放置などの問題解決をめざして

「多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例」が制定されました。

ポイ捨てや犬フン放置がモラルやマナーの問題であることは言うまでもありません。

しかしその背景として、地域への愛着心やそこに暮らす人への思いやりが薄れていることも見逃せません。ポイ捨て等の解決には、一人ひとりがまちづくりに参加しながら、地域や人々を大切に思う心をかたち作っていく視点が必要です。

そのため、この条例ではポイ捨て等に対する罰則ではなく、美化計画の策定と実行を盛り込みました。どのようにしたら散らばるごみをなくすことができるのかについて、行動する市民のみなさんとともに美化計画を立案し、実施していきます。

計画の内容としては、啓発や連携の方法、まち美化推進員の選任、美化推進重点地区の指定などを考えています。

すでに多くの人たちが、グループや職場、町内などでまちの美化活動に取り組んでいます。この条例がこうした輪を広げていくきっかけになればと期待します。

条例のポイント

この条例は、大きく次の三つの内容で構成されています。

- ① 条例の目的
- ② いろいろな立場の人たちの責務やルール
- ③ 美化のためのしくみ（美化計画の策定と支援）

（抜粋）

◇ 条例の目的

ポイ捨てされにくい環境づくりやポイ捨てしない人づくりに重点を置き、市、市民、事業者等が一体となっておみの散らばっていない快適なまちをつくることを目的としています。

◇ 市民等の責務（第4条）

ポイ捨てや落書き禁止はもちろん・・・

- ・ 住んでいる敷地や周辺を清掃するほか、地域の清掃活動に積極的に参加するよう努めなければなりません。
- ・ 屋外の灰皿のない場所でたばこを吸うときは、携帯用吸殻入れを使わなくてはなりません。

◇ 事業者の責務（第5条）

事業所周辺の清掃のほか

- ・ ポイ捨て等防止について、従業員への教育や啓発に努めなければなりません。
- ・ 飲み物、食べ物、たばこなどごみの散乱する原因になるものの製造・加工・販売を行う

事業者は、購入者に対する啓発に努めなければなりません。

・ 自動販売機を設置している等容器入り飲料を販売する事業者は、分別回収容器を設置しなければなりません。（指導・勧告の対象となります）

◇飼い主の責務（第6条）

犬の飼い主は、犬を散歩させるときはひも等でつなぎ、ふんをしたときにはすぐに回収し、自宅で処理しなければなりません。

◇土地所有者（管理者）の責務（第7条）

雑草やごみをそのまま放置するなど適切な土地の管理をしていないと、ごみが投棄されやすくなります。土地所有者等は雑草を刈るなど空き地や敷地を適切に管理しなければなりません。（指導・勧告の対象となります）

◇イベント開催者の責務（第8条）

公共の場所でイベントを開催する場合は、ごみの出ないイベント開催に努め、参加者にポイ捨て禁止等の啓発をしたり、分別用回収容器を置くなどしたりする必要があります。

また、終了後も清掃やごみの分別回収をしなければなりません。

◇印刷物などの配布者の責務（第9条）

公共の場所でビラなどを配り終わったとき、周辺にごみが散乱している場合は回収しなければなりません。

◇市の責務と役割（第3条、第10～13条）

・ ごみの散らばっていないまちづくりについて総合的な施策を進めるため、美化計画を策定します。計画を策定したり、変更したりするときにはみなさんから意見を求めます。

・ 自主活動団体等に対し、ごみ袋や清掃用具の提供、ごみ収集その他の支援をします。

◇その他

・ ごみが散らばっていないきれいなまちづくりについて著しい功績のあった者と団体に対して顕彰を行います。

・ 一斉清掃の日を設けます。

ごみを捨てた場合にはこんな罰則があります。

（法律による罰則規定の例）

・ 廃棄物処理法… 廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下

（法人1億円以下）の罰金

・ 軽犯罪法… ごみ等を捨てた者は、1万円以下の科料

・ 道路交通法… 車から物を投げた者は、5万円以下の罰金 ほか__